

未利用材集荷システム効率化支援事業実施要領

令和 5年 6月26日県流第119号林政部長通知

令和 6年 3月29日県流第755号林政部長通知

第1 目的

本事業は、第4期岐阜県森林づくり基本計画の脱炭素社会づくりを推進するため、未利用材を搬出する仕組みづくりの構築と再生林の促進を目的とする。

その取扱いは、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日付け林第7号林政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成18年4月1日付け林第65号林政部長通知。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 補助対象事業者

補助対象事業者は、岐阜県内に事業所を有する木材搬出・集荷事業者とする。ただし、山土場等から木質バイオマス発電施設等までの運搬のみを行う事業者は対象外とする。

第3 補助対象経費

本事業の補助対象経費等については、以下のとおりとする。

(1) 補助対象経費

岐阜県内の民有林（人工林に限る）内の未利用材のうち、岐阜県内の木質バイオマス発電施設及び木質バイオマス熱利用施設の燃料用材として搬出するのに要する経費とする。

ただし、事業を実施する者（以下「事業主体」という。）が、第5の第1項に基づく事業計画書を提出した日から12月末日までに搬出されたものに限る。

(2) 補助率

搬出1m³当たり1,500円

なお、1t=1m³と見なすものとする。

(3) 補助上限

1補助対象事業者につき 1,000m³/年間

ただし、補助金要望額が予算額に満たない場合は、この限りではない。

(4) 補助対象数量の算定

補助対象数量に小数点以下がある場合は、これを切り捨てる。

第4 採択基準等

この事業に係る採択基準等については、次の条件を満たす箇所とする。

<皆伐地>

- (1) 市町村森林整備計画に定める木材生産林
- (2) 人工林
- (3) 岐阜県内の木質バイオマス発電施設、木質バイオマス熱利用施設またはチップ・ペレット加工施設（加工後に岐阜県内の木質バイオマス発電施設または木質バイオマス熱利用施設に搬入されるものに限る）に搬入
- (4) 森林経営計画策定区域外
- (5) 保安林区域外
- (6) 主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定の締結された森林
- (7) 県・市町村等から他の補助金を受けていないこと。

<間伐地>

- (1) 市町村森林整備計画に定める木材生産林
- (2) 人工林
- (3) 岐阜県内の木質バイオマス発電施設、木質バイオマス熱利用施設またはチップ・ペレット加工施設（加工後に岐阜県内の木質バイオマス発電施設または木質バイオマス熱利用施設に搬入されるものに限る）に搬入
- (4) 県・市町村等から他の補助金を受けていないこと。ただし、保育間伐事業等、搬出を含まない事業に対する補助金はこの限りではない。

<被害森林>

- (1) 市町村森林整備計画に定める木材生産林
- (2) 火災、気象害または病虫獣害による被害を受けた森林
- (3) 森林経営計画策定区域外
- (4) 保安林区域外
- (5) 岐阜県内の木質バイオマス発電施設、木質バイオマス熱利用施設またはチップ・ペレット加工施設（加工後に岐阜県内の木質バイオマス発電施設または木質バイオマス熱利用施設に搬入されるものに限る）に搬入
- (6) 県・市町村等から他の補助金を受けていないこと。

第5 事業計画書の作成

- 1 事業主体は、事業計画書（別記第1号様式）を搬出箇所の森林を管轄する農林事務所長（以下「所長」という。）に提出するものとする。

なお、複数の農林事務所管内の森林からの搬出を計画している事業主体は、事業計画書を森林経営課長（以下「課長」という。）に提出するものとし、第7の第1項、

- 第9の第1項、第10の第1項の「所長」を「課長」に読み替えるものとする。
- 2 所長は、管内事業主体の事業予定をとりまとめ、課長に報告するものとする。

第6 予定補助金額の通知

- 1 課長は、事業計画書の内容を審査し、予算の範囲内で補助金額を配分し、所長または事業主体に通知するものとする。
- 2 所長は、事業計画書及び前項の通知に基づき、予定補助金額を配分し、事業主体に通知するものとする。

第7 事業計画書の変更

- 1 事業主体は、事業予定書の事業量に2割を超える増減が生じた場合は、速やかに事業変更計画書（別記第1号様式）により、所長に報告するものとする。
- 2 所長は、前項の報告があった場合は、課長に報告するものとする。

第8 予定補助金額の変更

課長は、事業に係る予算の執行状況を確認のうえ、必要に応じて予定補助金額の変更を行うものとする。

第9 補助金の交付申請

- 1 事業主体は、当年度に受けた第6の2の予定補助金額通知分について、事業の終了後当年度の1月31日までに、規則第4条に基づく補助金交付申請書（要綱第1号様式）に以下の書類を添えて所長に提出するものとする。
 - （1）搬出場所の位置図
 - （2）計量伝票の写し
 - （3）事業実績書（別記第2号様式）
 - （4）計量伝票集計表（別記第3号様式）
 - （5）主伐・再造林推進ガイドラインに基づく協定締結書の写し（皆伐地のみ）
 - （6）搬出前後の写真（事業を実施したことがわかるもの）
- 2 交付申請書の提出をもって規則第13条の実績報告と見なすものとする。

第10 補助金の交付決定

- 1 所長または課長は、補助金交付申請書の内容を確認し適当と認めるときは、交付決定及び補助金の額の確定を同時に行い、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）を事業主体に通知するものとする。
- 2 前項の交付決定をもって規則第14条の額の確定と見なすものとする。

第11 報告

所長は、年度内事業完了後、翌年度の4月10日までに事業実績書（別記第2号様式）の写しを課長に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和5年度予算に係るものから適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年度予算に係るものから適用する。
- 2 1月1日から3月31日までにこの要領に基づき実施される未利用材の搬出については、第3の規定にかかわらず、次年度における補助対象事業として見なすことができるものとする。